

別表2－4（創業相談窓口・個別指導）【拡充・特定創業支援事業】
市町村以外の者が実施する創業支援事業

| 実施する者の概要 | |
|---|---|
| (1) 氏名又は名称 | 公益財団法人とくしま産業振興機構 |
| (2) 住所 | 徳島県徳島市南末広町5番8-8号 |
| (3) 代表者の氏名 | 理事長 酒池 由幸 |
| (4) 連絡先 | 総合支援部 副部長 住友 健、主任 出葉 真悟 電話088-654-0103 FAX088-653-7910 |
| 創業支援事業の目標 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・とくしま産業振興機構は、これまで創業に関する相談を通年で行っており、創業相談者は、年間延べ70名程度であり、平均10名が創業している。各種講座の受講により研鑽に努める創業希望者もいるものの、時間・場所の制約を受ける者は指導を受ける機会を得られない。潜在的なニーズを掘り起こし、相談に対し的確な個別指導を実施することで、さらに10名程度の相談に応対し、うち3名の創業を目指す。 ・本町においては、在住者に対して窓口や広報による周知活動を行い、年間3名の相談に対し、うち1名の創業を目指す。 ・支援対象者数 年間3名（松茂町目標）、創業者数 年間1名（松茂町目標） | |
| 創業支援事業の内容及び実施方法 | |
| <p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p>＜創業相談窓口＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「創業相談窓口」では、創業を希望する者が抱える創業に必要な手続き、資金調達、税務、経理、労務等の様々な悩みに対して、内容に応じたアドバイスを創業コーディネーターが行う。 <p>＜個別指導＞ 【拡充・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別指導」は、「創業相談窓口」を通じて、特に専門的指導が必要と判断した場合に、創業コーディネーターによる個別指導を行う。 ・創業コーディネーターは、「個別指導」の対象者毎に支援開始から創業に至るまでの創業計画書を作成する。 ・創業計画書は、支援項目を【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】の特定創業支援相談内容別支援項目に分類し、各項目の知識習得の状況に合わせて、1ヵ月程度にわたり4回以上継続して支援し、全項目の知識を習得させる創業相談支援事業を「特定創業支援事業」とする。 ・ただし、対象者が別表2-5「創業支援セミナー」に参加し、そのセミナー内容や出席状況から、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関するいずれかの知識を習得したことが確認できた場合は、上記「特定創業支援事業」の要件の一部を満たしているものとできる。その際は、創業計画書（カルテ）の該当欄に、その概要（受講年月日、講座内容等）等を明記する。これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。 ・創業コーディネーターが指導を行う際には、項目を確認しながら支援を行うこととする。 ・個別指導をする際は、支援内容を特定創業支援項目（経営・財務・人材育成・販路開拓）の分類に従い、各分野に関する偏りのない知識の習得を支援する等、効果的な指導を行う。 ・個別指導については、相談者の抱える課題に対し、ある程度解決の目処が立つまで、伴走型支援を実施する。 <p>○特定創業支援 相談内容別支援項目</p> <p>相談内容 支援内容確認項目</p> <p>経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営理念（ビジョン、事業マインド等）が明確である。 ・経営戦略（理念をもとにどのように目標・目的を達成するのか）が明確であ | |

る。

- ・事業計画書(ビジネスプラン)が明確である。
- ・マネジメント能力を持っている。
- 財務
・記帳能力がある。
- ・収支(損益)計画が明確である。
- ・資金繰りが理解できる。
- 人材育成
・資金計画(資金調達手段、返済計画)が明確である。
- ・自社にどのような人材が必要か把握している。
- ・法定福利制度を理解している。
- ・従業員の採用方法を知っている。
- 販路開拓
・市場調査ができている。
- ・広告宣伝(効果的なP R方法)、販促ツール(ウェブ、チラシ、カタログ、パンフレット、ポスター等)の準備ができている。
- ・店舗計画が明確である。
- ・事業所の立地環境について検討済みである。

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・個別指導については、特に専門的指導が必要と判断した場合に、原則平日午前9時00分～午後5時45分の間に、創業コーディネーターによる指導を実施する。
- ・事業計画の策定後に、計画のより円滑な実行を支援するため、国、県、市町村等の補助金をはじめとする支援策を周知するとともに、設備及び運転資金などの資金需要については各種融資制度の案内を行う。
- ・幅広く創業希望者等に創業相談支援などの施策の周知を図る。
- ・創業支援者の名簿整理や相談支援数、目標設定などを管理し、設定した目標に対する実績や達成度についての進捗状況の把握、状況確認を行う。
- ・創業支援を受けた事業者に対しては、経営の実態や課題、課題の克服など、今後、創業を希望する者への情報提供に利用するため、実態調査等に利用することを伝え、了承を得た上で個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、実態に関するヒアリングを行うとともに、創業時設定した目標に対する数値化など進捗状況を把握し、目標の実現に向けたフォローアップを適時行っていく。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・支援開始時に、「創業計画書」(カルテ)を作成し、対象者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援事業終了後、特定創業支援事業者は、受講証明書(氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載)を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で、特定創業支援事業証明書の交付対象であることを確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成28年12月26日～平成32年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書の発行については、第11回認定日以降の申請が対象となる。